

衆
四
五

より建設次官宛通知

一、衆議院不当財産取引調査特別委員長あて閣議記録の

送付の件

九二二 送付 一三

戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件（昭和二十年八月二十八日閣議決定）

軍其他ノ保有スル軍需用保有物資資材ノ緊急処分ノ件廃止ノ件（同前）

特殊物件処分大綱（昭和二十年十月十九日閣議決定）

衆
四
五

案 起

昭和二十三年二月五日

決 定

昭和二十三年二月五日

施 行

昭和二十三年二月五日

日

了

昭和二十三年二月五日

内閣官房長官

経済部長本部総務長官宛

衆議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があつたから
貴廳におき至急調査の上、詳報を提出し各回本部（衆議院議長
宛）送付せしめるよう即取計願ふ。

提出の陳情は本部内閣官房に送附せられ、
願ひたい。

一五

別紙記載の記録本院の不當財産取引調査特別委員会において、調査上
必要であるから四十部至急提出ありたい。

右憲法第六十二條及び國會法第百四條によつて要求する。

昭和二十三年二月四日

衆議院議長 松岡 駒吉



内閣總理大臣 片山 哲 殿

衆議院事務総長 大池 眞



衆議院

一、無償拂下げを司令部に申請した申請書の写

二、無償拂下げについて地方長官に通牒を發した通牒の写

三、兵器處理委員會を設けたという決定をした特殊物件處理委員會の決定記録

四、品種別委員會を設けた特殊物件處理委員會の決定

五、輕微なる特殊物件處理に關する知事の權限を決定した閣議決定

六、無償拂下げの件数、及び内容を示した記録

七、放出物資を特殊物件として繰入れた件数（地方別）

八、靜岡縣伊東町農業者事務理事時又理三郎に關する沼津裁判所の

調査

九、宮城縣白石町に隠匿せる羊毛に關する宮城縣警察部及び仙台地方安定局のその後の處理經過報告

